

人材サービス総合サイトでの情報提供

(1) 概要

職業紹介事業の許可を得、又は届出を行った事業所の情報については、厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」に掲載されることになります。このサイトは、従来労働局において紙にて提供を行っていた労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可を得、又は届出を行っている事業所の一覧を掲載しています。

このサイトは、経済・産業構造の変化や価値観の多様化など、企業・労働者双方のニーズを背景として就業の多様化が進展している中にあって、職業紹介事業や労働者派遣事業等が適切に機能し、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を果たすことが求められたことにより、国として労働者の保護の仕組みを強化するために設けられたものです。

○人材サービス総合サイト

<http://www.jinzai-sougou.go.jp>

(2) 基本掲載事項

このサイトには、まず基本事項として以下の内容が掲載されます。

- ①許可・届出受理番号
- ②許可・届出受理年月日
- ③事業主名称
- ④事業所名称
- ⑤事業所所在地
- ⑥電話番号
- ⑦取扱職種の範囲等
- ⑧得意とする職種
- ⑨備考

このうち、①から⑦までは、労働局に申請した内容が自動的に反映されるようになっています。⑧につきましては各事業所がサイトから掲載を申しめるようになっています。⑨については、事業所が優良事業所認定を受けている場合には認定マーク、行政処分を受けている場合にはその内容等が掲載されることになります。

上記⑧に係る事項の掲載、自社ホームページ等へのリンクや自社パンフレット（pdf版）の掲載を希望される場合は、下記URLからお申し込み下さい。

<https://www.jinzai-sougou.go.jp/srv210.aspx>

(3) 法第32条の16第3項に基づく情報提供

職業紹介事業者は、次表に掲げる事項（二及びホについては、有料職業紹介事業者に限る。）について、人材サービス総合サイトへ掲載することにより情報の提供を行わなければなりません。また、必要に応じ、職業紹介事業者のホームページ

ページへの掲載等、インターネットと接続してする方法により情報提供を行わなければなりません。

次表に掲げる事項に加えて、求職者、求人者等が職業紹介事業者等を選択する際に参考となる情報（職種ごと、地域ごと等の就職の状況、離職の理由等）も提供することが望ましいとされています。

なお、インターネットへの接続環境がない職業紹介事業者にあっては、職業紹介事業者で構成する団体等に人材サービス総合サイトへの掲載を依頼し、当該団体等が掲載することをもって代えることとしても差し支えありません。

内容	範囲
イ 当該職業紹介事業者の紹介により就職した者（以下「就職者」という。）の数及び就職者のうち期間の定めのない労働契約を締結した者（以下「無期雇用就職者」という。）の数	前年度の総数及び当該年度の前年度（以下「前々年度」という。）の総数（4月1日から9月30日までの間は前年度の総数、前々年度の総数及び当該年度の前年度（以下「前々々年度」という。）の総数）
ロ 無期雇用就職者のうち、離職した者（解雇により離職した者及び就職した日から6ヶ月経過後に離職した者を除く。）の数	前年度の総数及び前々年度の総数（4月1日から9月30日までの間は前々年度の総数及び前々々年度の総数）
ハ 無期雇用就職者のうち、ロに該当するかどうか明らかでない者の数	前年度の総数及び前々年度の総数（4月1日から9月30日までの間は前々年度の総数及び前々々年度の総数）
ニ 手数料に関する事項	その時点における情報
ホ 返戻金に関する事項	その時点における情報

※ イに掲げる情報については、4月1日から4月30日までの間は前々年度の総数及び前々々年度の総数に関する情報と、ロ及びハに掲げる情報については、10月1日から12月31日までの間は前々年度の総数及び前々々年度の総数に関する情報とすることができます。（次ページの「時期別情報提供項目表」も参照。）

上表に係る事項の掲載、自社ホームページ等へのリンクや自社パンフレット（pdf版）の掲載は、下記URLからお申し込み下さい。その際、事前に配布したID及びパスワードが必要です。

<https://www.jinzai-sougou.go.jp/srv22L.aspx>

（4）情報提供に関する留意事項

職業紹介事業者は、（3）の情報の提供を行うに当たり、無期雇用就職者が（3）のロに掲げる者に該当するかどうかを確認するため、当該無期雇用就職者に係る雇用主に対し、必要な調査を行わなければなりません（巻末様式例第6号参照）。

ただし、有料職業紹介事業者が、返戻金制度を設けている場合であって、無期雇用就職者のうち返戻金制度に基づき手数料を免除する事由に該当したものを集計する方法により（3）のロに掲げる者の数を集計する場合は、調査は不要です。

(時期別情報提供項目表)

- ◎：新規に提供する項目
- ：提供する項目
- △：可能であれば提供する項目

【2018(平成30)年1月～3月】

	就職者		就職後6箇月以内離職者数(無期雇用就職者のみ。解雇除く。)	左記に該当するか否か 判明しなかった者の数
	4か月以上有期及び無期 うち無期	4か月未満有期		
平成26年度 (2014)	△	△	△	△
平成27年度 (2015)	△	△	△	△
平成28年度 (2016)	○	△	○	△

【2018(平成30)年4月】

	就職者		就職後6箇月以内離職者数(無期雇用就職者のみ。解雇除く。)	左記に該当するか否か 判明しなかった者の数
	4か月以上有期及び無期 うち無期	4か月未満有期		
平成27年度 (2015)	△	△	△	△
平成28年度 (2016)	○	△	○	△
平成29年度 (2017)	◎	△	◎	

【2018(平成30)年5月～9月】

	就職者		就職後6箇月以内離職者数(無期雇用就職者のみ。解雇除く。)	左記に該当するか否か 判明しなかった者の数
	4か月以上有期及び無期 うち無期	4か月未満有期		
平成27年度 (2015)	△	△	△	△
平成28年度 (2016)	○	△	○	△
平成29年度 (2017)	○	△	○	

【2018(平成30)年10月～12月】

	就職者		就職後6箇月以内離職者数(無期雇用就職者のみ。解雇除く。)	左記に該当するか否か 判明しなかった者の数
	4か月以上有期及び無期 うち無期	4か月未満有期		
平成27年度 (2015)	△	△	△	△
平成28年度 (2016)	○	△	○	△
平成29年度 (2017)	○	△	○	△

【2019(平成31)年1月～3月】

	就職者		就職後6箇月以内離職者数(無期雇用就職者のみ。解雇除く。)	左記に該当するか否か 判明しなかった者の数
	4か月以上有期及び無期 うち無期	4か月未満有期		
平成27年度 (2015)	△	△	△	△
平成28年度 (2016)	○	△	○	△
平成29年度 (2017)	○	△	○	△

(5) 法第32条の16第3項に基づく情報提供の方法

- ① 人材サービス総合サイトを開き、「掲載の申込・職業紹介事業」ボタンを押下すると認証画面が開きます。

(人材サービス総合サイトのトップ画面)



- ② 認証画面において、許可時に配布されたID及びパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押下すると、事業者確認画面が開きます。

- ③ 事業者確認画面において、許可・届出受理番号及び許可届出受理年月日、事業主名称が表示されます。表示された内容が正しければ「申込」ボタンを押下してください。入力画面が開きます。

- ④ 入力画面において、職業紹介実績については数値を入力し、手数料や返戻金制度に関する事項については、自社のホームページ等のurlを入力するか、内容をPDF化したものを作成してアップロード（その際、「事業者PDF」を選択）してください。

(入力画面のうち、「手数料に関する事項」、「返戻金制度に関する事項」部分)

⑤ 入力画面において「申込」ボタンを押下すると、入力内容確認画面が開きます。

⑥ 確認画面において「申込」ボタンを押下すると、人材サービス総合サイトに入力内容が反映されます。